

総 務 委 員 会

日 時：平成 22 年 9 月 7 日（火）

総 務 委 員 会 会 議 録			
平成 2 2 年 9 月 7 日		開 会	午前 9 時 3 0 分
		閉 会	午後 2 時 0 8 分
出席者	委員	山 下 昌一朗 古 内 明 △東 條 恵美子 ○大神田 日 本 阿 部 善 博 江 成 直 士 松 永 千賀子 菅 原 康 行 岸 浪 孝 志 稲 垣 稔 小 林 一 郎	
	議員	な し	
欠席者		な し	
説明のため出席者		山口副市長 坂井副市長 長沢企画市民局長 原財務部長 白井市民部長 小俣渉外課長 石井経営監理課長 古井財務課長 高梨契約課長 角田公共建築課長 藤田区政支援課長 菊地原市民協働推進課長 田中文化振興課長 長井同課担当課長 山口男女共同参画課長 大用生涯学習課長 柳川市選挙管理委員会事務局長 井上同局次長 大谷消防局長 岩田副消防局長 小峰消防総務課長 井上予防課長 関同課担当課長 樋口同課担当課長 隠田総務法制課長	
事務局職員		河本議事課長 北野同課主査 草薙政策調査課主任	

会議に付した事件	議案第 7 1 号 相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について 議案第 7 2 号 相模原市手数料条例の一部を改正する条例について 議案第 7 3 号 工事請負契約について（市民健康文化センター改修工事） 議案第 7 4 号 工事請負契約について（市民健康文化センター改修空気調和設備工事） 議案第 7 5 号 工事請負契約について（（仮称）城山文化施設建築工事） 議案第 8 2 号 平成 2 2 年度相模原市一般会計補正予算（第 1 号・所管部分） 陳情第 1 3 号 公共施設における囲碁将棋の廃止、自粛を求めることについて 陳情第 2 号 永住外国人への地方参政権付与に反対することについて 陳情第 4 号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対について 陳情第 6 号 永住外国人への地方参政権付与法制化反対について 陳情第 8 号 選択的夫婦別姓制度の法制化反対について 委員会行政視察について
傍聴者	あり
署名	委員長 大神田 日 本

午前9時30分 開会

○大神田委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○◇—————

議案第71号 相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について

○大神田委員長 議案第71号相模原市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○大谷消防局長 議案第71号相模原市火災予防条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 この件に関しては、さまざまな部分で質問が行われているのは承知しているが、改めて、住宅用火災警報装置の設置状況を本市としてどのように把握していて、また、来年に向けて、そのPR等を鋭意行っているところだと思うが、PR方法とか取り組み状況を確認したい。

○井上予防課長 住宅用火災警報器の普及状況だが、本年7月現在、市内46%と認識している。平成18年から住警器の普及が始まって、広報さがみはら、市のホームページ等で随時PRしているが、本年度は、一戸建て住宅約15万世帯を消防職員が訪ねて、設置状況、あるいは、ついていない家庭には、なるべく早期の設置をお願いしている。あと、8月19日にシンポジウムを行ったり、共同住宅等については、立入検査の中で、早期の設置を進めている。

○阿部委員 一戸建て、集合住宅、それぞれの取り組みをしているということだが、話を聞くと、大分状況が違うという感触を持っている。ま

た、地域によって、ある自治会では、自治会長が防災に熱心で、自治会館で2日間ぐらいとって、回覧板を回して、説明会を開き、一番安い業者をさらに値切って、ついていない人は買ってつけるところまで業者がやってくれるように手配して、かなりの割合でついている地域もある一方で、いまだに、そんなことは知らないというところが近接したところであるような印象を受ける。また、集合住宅に関係する部分は難しさがあると思うが、管理者とか業者と工夫して進めてもらいたい。

関連して、高齢者を対象とした日常生活用具の給付の中に、防災警報器設置の補助も行われているように聞いている。この辺との関連もあると思うが、状況等を把握していたら確認したい。

○井上予防課長 高齢者等への助成の普及の関係だが、当初から、福祉部局で、高齢者については日常生活用具普及事業、障害者については日常生活用具普及事業、生活保護者についても、生活保護担当で給付事業を行っている。具体的にその対象者が何人というのは把握していないが、担当課からは、だんだん伸びてきていると聞いている。消防としては、ローラー作戦で回る中で、普及事業をしているというお知らせをして取り組んでいる。

○阿部委員 課をまたぐ話なので、いい意味で二重三重に連携して取り組めるように要望していく。

最後に、この案件については、技術的な進歩というか、今までなかった防災機器が出てくるおかげで、こういう条例が出せるようになったと聞いているが、集合住宅用の機器、既に市場に出回っていて、安全性とか性能とか品質が確認されているものならいいと思うが、まだその辺が不透明な話を聞いたが、どのように把握しているか。

○井上予防課長 複合型居住施設用自動火災報知設備という新たな設備を国で研究開発して、発端は、グループホーム等の火災を受けて、共同住宅にグループホーム等が1部屋、2部屋入るようなことが進んでおり、共同住宅だけだと自火報は要らなかったが、福祉関係の施設が入ることによって、消防的に自火報が必要になってしまう。自火報は、配線工事とか、いろいろな中で高価になってしまう中で、安価にできて、性能的には変わらないものが、国で開発、研究されている。商品は、まだ実際に市場に出

回っているとは聞いていない。ことしの暮れぐらいまでには商品としてという話を聞いている。性能的には自動火災報知機と同じような形で、火災を感知して、建物全体の住民、共同住宅、福祉の方全体に火災を知らせる設備である。そういったものが日々いろいろ開発されている中で、今回、自火報にかわる複合型居住施設用自火報がついた共同住宅については、火災予防条例で住警器が必要というのを免除する形になっている。

○阿部委員 制度的なもので二重三重に過剰な設備投資になってしまいうことは避けたいということで、前向きなものだと思うが、まだ物が出てきていないし、施行日も12月1日からということで、そごの生じないように、適切な対応だけ、しっかり行ってもらいたい。

○松永委員 これまで、火災報知器というのは、高齢者施設、特養老人ホームにしろ、グループホームにしろ、それぞれの設置が進んでいると思うが、ここで、複合型居住施設へは二重に取りつけなくてもいいというのが出てきた。そもそも複合型居住施設は何かということと、市内にどのぐらい存在しているのか。

○井上予防課長 複合型居住施設は共同住宅と福祉施設が複合して存在する建物で、今回の規定では、延べ面積500平米以下の小さい部類に、専用とする複合型居住施設用自動火災報知設備が開発されている。複合型居住施設が市内にどのくらいあるかだが、5施設と把握している。

○松永委員 市民が住んでいる共同住宅の一角に、グループホームという名称だが、1部屋だけでもそういう方が存在していたときには対象となるということか。

○井上予防課長 消防的に、どういう用途のものが建物に入るかということで、同一用途だったらいいが、1部屋でもグループホームが入れば、福祉施設と共同住宅が一緒という扱いになるので、この形態になる。

○松永委員 グループホームに入居する方々は、日常生活に、見守りとか、火にかかわるようなことの自立という点で、相当配慮しなければいけない部分を持っていると思う。消防の見地からもそうだし、その方が自立して生活していけるという点で、いろいろな課題があるのではないかという気がしてならない。普通住宅の一角に、こういう方が住むあり方というのは、ふえてきているのか。

○井上予防課長 グループホーム等の火災が起きて、高齢者とか障害者の安全といった部分がクローズアップされる中で、当初、消防とか建築部分は、グループホームが入っていても、共同住宅という扱いをしていた。グループホーム等が入った場合は、死傷者とか被害がふえるということで、実態把握しているが、高齢化社会という中で、年々ふえているように感じる。消防で把握したのは5施設で、福祉部局と名簿のチェックとか、全庁的に、火災があった以降もやりとりした中で、どういう施設があり、それに立ち入りということをしていたが、そういった中でも、なかなか把握しきれない部分がある。

○松永委員 先ほど、高齢者、障害者、生活保護の方の設置には助成があるという話があったが、今、例えば地デジでの関係でも、来年の7月という法の定めの中で、助成の枠を広げる措置がとられて、完全実施、移行という方向性を出されたが、これも国が決めたことで、国民が義務を負い、施設を設置していくというときに、価格は相当下がるだろうと言われているし、今、広報に努力していることは聞いたが、購入していくことでの負担からの普及の制約の課題はないのか。

○井上予防課長 住宅用火災警報器の普及については、当初、条例ができるときに、庁議とかで、消防の分野で、一般の人までも普及ということも議論した。もともと、この法律ができたときに、国の中でも、国民の自己責任という観点から、消防法の消防設備等という17条で規定されるが、これについては9条の2、火を使用する設備と位置づけ的にも違って、あくまでも、設備を設置するについては、努力義務、個人のお願いという形で進めている。そういった中で、確かに普及というのはなかなか進まないし、いろいろなアンケートとか、つけていない人に聞くと、一番多いのは、まだ期限がある、あと、価格がもう少し下がるだろうということなので、消防としては、そうはいつでも、なるべく早くつけてもらって、いざ何かあったときに、個人個人の命を守ってくださいということを、いろいろな部分でPRしている。

○小林（一）委員 この条例そのものは、技術がいろいろ進んだ関係上、ある意味、免除する部分を付加するという内容になると思う。そもそも、福祉施設が複合している共同住宅が市内に5カ所ということで、具体

的に言うと、有料老人ホームとか、グループホームとか、さまざまあると思うが、市内の5カ所はどんな施設なのか。

○井上予防課長 高齢者が共同生活介護をするようなグループホームと共同住宅が合わさっている500平米以下の建物が3カ所、知的障害のある方のグループホームと共同住宅が複合したものが2カ所となっている。

○小林（一）委員 過去にも、こういう規定ができたきっかけとなった事例、こういう装置をつくらなければいけないので退去を求められたとか、あるいは福祉施設を申請するときに断られたということがあったので、技術が進んだことをきっかけに、免除規定が付加されることになったということだが、具体的に、そういう事例が市内でもあったのか、把握していたら聞かせてほしい。

○井上予防課長 福祉複合型居住施設となって、自動火災報知設備をつけなくてはならない、それが金額的につけられないということで、立入検査等の中で、1件ほど、退去しなければならないかということを相談している対象物があると聞き及んでいる。それらについては、こういう形でできるとか、いろいろな中で、アドバイスとかお願いとかは進めている。

○小林（一）委員 そういった意味では、この条例がこういうふうに改善されることは本当によかったと思う。今後もこういった形で見直しができることを願っているが、そういった機器そのものが設置された後の点検とか指導の考え方を伺いたい。

○井上予防課長 複合型居住施設用自動火災報知設備は、通常、消防設備という自動火災報知設備にかえてつけていいというものなので、消防法の規定の中で、機能点検とか、年に1回の総合点検等をしてもらうようになる。これらについては、立入検査とかで、ほかの設備と同じです、事業者が点検してくださいということをお願いしていきたいと考えている。

○小林（一）委員 関連して、警報器の市内の設置状況が46%ということで、来年6月まで期限がある中では、若干課題があると思う。特に高齢化してきているので、高い位置につけるということで、高齢者とかは、大変さも伴っているということも想像できる。自治会によっては努力しているところもあるようだが、何らかのアプローチが必要かと思う。こちら辺についても、ぜひ取り組みをお願いしたいと思うが、つけて感知するの

かどうかという確認をしているかという心配もあるが、消防の考えを聞きたい。

○井上予防課長 住宅用火災警報器は、購入者個々の方々に、説明書等を読んでもらって設置するのが基本である。ただし、高齢者で取り付けが困難という方々には、今年度は消防で防災協会を使って、申請があつて要件を満たせば、取りつけますという制度もしている。消防設備でなくて住宅用火災警報器なので、業者の点検は要らない。点検については、ボタンを押すとか、ひもを引っ張って鳴ることの確認を個々でやってもらいたい。こういったことも、従前から、市のホームページとか、ローラー作戦で回っている中でお知らせしているが、足りない部分はあると思うので、今後、一生懸命やりたいと考えている。

○大神田委員長 他にないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 7 1 号相模原市火災予防条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 7 1 号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第 7 2 号 相模原市手数料条例の一部を改正する条例について

○大神田委員長 議案第 7 2 号相模原市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があつたらお願いします。

○大谷消防局長 議案第 7 2 号相模原市手数料条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○稲垣委員 このタンクというのは、市内には対象とするものがないと聞いているが、確認のために幾つか聞く。今回、どういう経過で手数料の値下げに至ったのか。

○井上予防課長 今回、手数料を改正するのは、特定屋外タンク貯蔵所等という中で、石油コンビナートにあるようなものすごい大きなもの、容量で言うと、500キロリットル以上あるいは1,000キロリットル以上というような大きなものである。市内にはないが、こういう大きなタンクの設置に当たっての審査、検査等は、全国的に危険物保安技術協会に委託している。市内にあったとしても、そういう処置をとるが、危険物保安技術協会に対して、平成17年に国で行政改革の重要方針という閣議決定がされて、外郭団体のいろいろな手数料の値下げとか、そういった部分の指示があり、それを受けて、危険物保安技術協会がことしの10月1日付で値下げすることが決まり、今回、市の手数料についても引き下げる。それを受けて、手数料の下がる額だけを下げる。

○稲垣委員 委託をして審査をする団体というのは、検査する機関は、ここ一つしかないのか、あるいは市とか、それ以外のところで検査をする機能を持った組織とか団体はないのか。

○井上予防課長 危険物保安技術協会は、消防法に基づく中で、我が国の唯一の認可法人の組織である。危険物の安全を確保するために、国で一つつくっており、公正、中立的な立場で、屋外タンク貯蔵所の技術的な部分も、専門的な高度なもので審査ができる団体である。

○稲垣委員 ほかにかわるべき機関がないと理解していいのか。

○井上予防課長 団体としては、そうである。全国の中では、消防が消防の権限の中で審査しているところが数カ所あるように聞き及んでいるが、基本的には、東京、横浜、川崎、大きなコンビナート地帯を持つところは、この協会に審査等を委託していると聞き及んでいる。

○稲垣委員 幾つかあるという団体も、下がるのだから一緒に下がるのだろうと思うが、具体的に、技術的にどんな検査が必要なのか。

○井上予防課長 屋外タンクの検査は、通常の小さいタンクなどもそうだが、大きさとか寸法を初め、小さいタンクは、水を張って、水が漏れ

るかどうかの検査等をするのが一般的だが、特定屋外タンク、委託を出してまでやるものは、設置する土地の地盤調査から始まり、大きいものだから、金属の溶接箇所のチェックとか、厚みのチェックとか、傷があるか、高度な器具を使って検査をしているようである。

○稲垣委員 コンビナートという話があったが、相模原市は海に面していないから、将来もないという気はするが、その辺の予測はどうか。

○井上予防課長 法律的には、市内でできるということだが、今の状況とか、危険物を担当している窓口で、業者とか事業所の情勢の話の中では、設置するという話も聞いていないし、可能性としては、非常に少ないと考えている。

○江成委員 対象が５００キロリットル以上、コンビナートにあるような大きな貯蔵タンクとあった。本市には対象の物件がないということだが、似たようなものはどうなのか。

○井上予防課長 条例でかかってくるのは５００キロリットル以上だが、市内で一番大きな屋外タンク貯蔵所は４７０キロリットルというものがある。旧津久井町にある、灯油を貯蔵して、それをローリーで小分けして販売している方の事業所である。旧相模原地域では、それほど大きいものはない。

○江成委員 ５００キロリットル以上で４７０となると、相当近いという感じがするが、その安全検査、保安審査はどのように行われているのか。

○井上予防課長 検査自体は、設置するときに、漏れの検査とかを行い、その後は、事業者が、さびがないとか、漏れがないとか、防油堤がしっかりしているとか、そういう点検を定期的にしないといけないという決まりの中で点検してもらって、それを査察等で、現場もあわせて見てというチェックになる。

○江成委員 所有者自体が日常も含めた点検をして、その点検結果を消防に報告なりして、消防がそれらの点検結果を検査して、安全を確認するという流れでいいのか。

○井上予防課長 消防に提出するということではなくて、事業所の中あるいは技術的な資格を持つ方にやってもらって、それを備えておいてもら

って、消防の定期の立入検査の中で、その書類を現場で見せてもらい、突き合わせする。

○江成委員 一定の安全のためのシステムというのが機能しているのは理解したが、対象外だが、それが影響して、500キロリットル以下の施設に対して、この条例改正にかかわる変更が生まれることはないのか。

○井上予防課長 その件はない。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第72号相模原市手数料条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第72号は可決すべきものと決した。

—————◇○◇—————

議案第73号 工事請負契約について（市民健康文化センター改修工事）

議案第74号 工事請負契約について（市民健康文化センター改修空気調和設備工事）

○大神田委員長 議案第73号工事請負契約について、議案第74号工事請負契約について、以上2件は関連があるので一括議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画市民局長 議案第73号及び議案第74号工事請負契約については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○松永委員 今回の市民健康文化センターの改修は、これまでの幅広く、自由に、無料で、そして定額でという利用のあり方が、この改修を機

に変わるという点で、市民の意向をとらえたものかという質問をしてきたが、これについては、アンケートをして、その内容についても答弁があったが、ただ、あのアンケートは、例えば大広間がなくなり、同じように利用したいとなったときには、多目的会議室の利用となって、それが有料化だったり、利用料との関係で時間の制約とかになったり、具体的にこういうふうに変えたいということを示したアンケートではなかった。そういった意味で、現行利用している方が、改修が終わって、さあ、利用しようとなったときに、いろいろな考えがパッと吹き出してくるのではないかという心配をしている。大広間の利用の仕方を変える、利用料が変わることについては、工事説明会のときに初めて説明している。賛否両論あったのかもしれないが、その辺の状況を説明してもらいたい。

○菊地原市民協働推進課長 今回の健康文化センターは、世論調査、利用者アンケート調査、大規模改修検討委員会の検討に基づいて改修するもので、具体的には、劣化調査等で早急な対応が必要ということを受けて、施設整備の改修、利用者ニーズをとらえた施設の機能の拡充、充実を図るということで、大広間は、現在、主にカラオケやダンスに使われている。実は、固定した方々が多く利用していて、入りづらいとか、利用しづらいという意見を伺うと同時に、大広間を利用している方は、ダンスとかカラオケは分けてほしい、あるいは一緒にやりたいとか、7月28日に利用者に対して改修に係る説明会を実施した中でも、お互いにいろいろな意見があって、必ずしも、カラオケだけ、あるいはダンスだけというわけでもなし、ほかのこともやりたいということもあった。そのような意見を踏まえて、どうしたらいいかという中で、まずはカラオケあるいは音響設備を使ったものができるような設備をきちんとして、フローリングにしながら、ダンスもできるような形で設備を整えたいと考えている。また、皆さんが休憩するようなコーナー、本来なら、大広間はそういう機能を持っているべきだが、固定の利用者が利用していて入りづらいという意見もあった。そういうものを解消するために、2階には大広間をなくしたが、約52平米の交流コーナーを設けたり、子供たちが触れ合える幼児コーナー等を設けている。このような形で、機能は残しながらも、より充実したものにしていきたいと考えて改修するもので、改修に伴い、防音の工事等もす

るので、相応の負担をしていただきたいと考えている。

○松永委員 私も北の丘センターの大広間を見に行ったことがあるが、前に苦情という形で入ってきたこともあるので、市民のさまざまな思いがあることは想像はできる。いろいろ賛否両論あることもわかる。しかし、無料で、自由に、気軽に利用できるという、当初の市民健康文化センターの触れ合い、交流ということと、先ほど固定した方がと言われたが、カラオケにしろ、ダンスにしろ、恐らくグループ、サークルといった固まった方々が利用しているということではないのではないかと思う。今、苦情として出ている方々の利用のあり方はどうなのか。

○菊地原市民協働推進課長 確かに、グループという形はとっていないということだが、ほとんどグループに近い状況で利用しているということとを承知している。そういう方々に対しては、今後、指定管理者とも相談しながら、利用について検討したいと考えている。

○松永委員 そうすると、今度、その方々が、防音やフローリングだから、自由にどうぞ、もっと自由にできますという環境になるという側面と、利用料ということが出てくるという点で、非常に危惧している面もある。なぜ、カラオケがあそこで集中的にあるのか。今、高齢者は無料でやるということがどんなに切実かというのが——今、市中のカラオケも安くなっているが、2時間待つのに、先に受付をして、そして2時間後に行くぐらい、無料の施設は切実なんだなというのがあって、そういう意味で、今までの利用が難しくなってしまうのではないかという危惧があることと、文化センターはここだけではなくて、もう1カ所ある。向こうはまだ改修ということではないが、利用のあり方という点では変更はあるのか。

○菊地原市民協働推進課長 今利用している方々が全く利用できないような形では申しわけないと思っているし、それはできるような形で考えたい。時間帯等を無料にするという考え方もできているので、やり方について検討していきたいと考えている。

北の健康文化センターについて、利用の仕方が変わるかだが、基本的には変わらないと考えている。北の健康文化センターも改修等が行われる可能性もあるかもしれないが、そのタイミングで検討したいと思っている。

○松永委員 大広間にかわってできる交流コーナーは、おふろとかプ

ールに入った後、くつろぐという意味での畳コーナーだということだが、壁は存在するのか、畳だけが大きな空間の中にあるのか。

○菊地原市民協働推進課長 議案集の30ページに改修前と改修後の表示がある。改修後の幼児コーナーと交流コーナーには仕切りがあって、それ以外は開放になっている。

○松永委員 まさにこの辺は交流ということのようだが、固定的に利用する方々がいて入りづらいという思いで、実際は交流ができない形になっていることからいっても、こういう問題は、なかなか難しいと思っている。大広間のことをる聞いたが、それだけでなく、今回、和室がなくなって講習室になるということで、これまで和室で囲碁将棋をして利用していた方々もいる。この方々の利用のあり方も変わってくることが考えられるが、囲碁将棋をしている方々、人数的なものを把握しているのか。自由に出入りしているのか、受付みたいなものがあるのかわからないが、現状の利用実態と、改修後、時間制約につながるようなことが起きてくるのか。

○菊地原市民協働推進課長 和室での囲碁将棋の利用者だが、昨年1年間では、1万3,761名に利用してもらっている。ただ、こちらは和室の利用者で、ほとんど囲碁将棋の方だが、囲碁将棋を見ている方、あるいは休憩の方も含めた数である。

もう1点、制限という話だが、有料施設として考えているが、ダンス、カラオケ等も含めて、同じように無料でできる時間帯等を考えていきたい。

○松永委員 1万3,700人、これは見学の方も含めてということだが、本当に随分多くの方が利用していると、ちょっとおどろいているが、今は時間制約もなく、無料で和室でやっているのが、今度は、和室ではなくなり、有料に変わるということで、全く時間を気にせずに使えるということではなくなってくるが、この辺のところは、工事説明会とかで何か意見が出なかったか。

○菊地原市民協働推進課長 そこも含めて説明しており、一定の理解をもらっていると考えている。

○松永委員 それを受けとめてもらった、理解したということだが、出た意見としてはどんなものがあつたのか。

○菊地原市民協働推進課長 7月28日の説明会においては、自由に

使えた部分が使えなくなることについての懸念を持っていることは確かだった。専用に使いたいというところもあるし、自分たちだけでやりたいという方もいたが、有料にすることについては、理解してもらいながらも、安くしてもらいたい、低廉な価格でという意向、要望があった。それについては、今の施設、近隣施設も含めて検討した中で、高くないような設定を考えたい。

○松永委員 価格の点について、少しでも安くなるように考えていきたいという答弁だったが、現行の部屋の利用料でいうと、例えば、囲碁将棋で2時間利用した場合、どのぐらいになるのか。

○菊地原市民協働推進課長 現在、2階に講習室があるが、利用料金として、午後1時から5時まで750円という設定がある。

○松永委員 一部屋ということではなくて、1人の方が1時から5時の間利用したときの値段ということか。

○菊地原市民協働推進課長 1人、一部屋専用利用した値段である。

○松永委員 そのところをグループで何人かで借りても750円ということか。

○菊地原市民協働推進課長 そうである。

○松永委員 囲碁将棋のときには、部屋だけでなく、こまとか備品があるが、今、恐らく、和室の中に置かれている状態だと思う。こういう利用の仕方となると、これについては別のところに保管して、有料で貸し出していくという流れになっていくが、そういう意味では、こうしたものを保管して貸し出ししていくときの管理人を置くみたいな流れになっていくのか。

○菊地原市民協働推進課長 利用の仕方について、現在は、そこに備えつけてあり、自由に利用してもらっている。改修後も、備えつけて利用してもらいたいと考えている。

○松永委員 多目的会議室でカラオケやダンスをどうぞということだが、現在、1階にも有料の多目的会議室がある。この利用状況、実態はどうか。

○菊地原市民協働推進課長 昨年度は5カ月の休所があったので、108件で3,634人である。通常だと、大体4,000人から5,00

0 人の利用で、1 0 0 件から2 0 0 件の件数である。

○松永委員 そういう意味では、有料の部分と無料の部分というのは、利用の状況も随分違うと私は受けとめたが、この辺のところは、やはりもう少し、利用する方々の声を聞きながら進めていく必要があると改めて思った。

契約についてだが、入札の状況、ずっと見ていくと、十何社が入札をやっても、最低制限価格制度の中で、どんどん僅差になっていくという意味では、競争入札制度というのが、意義という点で難しいと思っているが、入札制度の課題と、今何か検討していることがあったら聞く。

○高梨契約課長 入札制度の課題だが、確かにここ一、二年、受注競争が厳しくなっていて、土木も建築工事も最低制限価格を目指す、そこを当てれば受注が可能になるということでの入札が多くなっており、特に土木工事では、同額のくじで業者が決まるという状況がある。そういう意味では、1 つは最低制限価格制度を見直すということもあるが、そうすると、低入札、ダンピングが行われるというのが推測される。そうすると、工事の品質とか、働く方へのしわ寄せとかが懸念されるので、今、本市では、試行だが、例えば同額の場合には、過去の工事成績等がすぐれた業者が落札できるような総合評価方式を始めつつあり、今年度は一般競争入札の1 割弱ぐらいやってみようかということがある。今そういったものを検討している。あとは昨年、入札監視委員会を設置して、学識経験者等で構成されているが、そこに入札の結果をすべて報告して、審議してもらっている。なので、そういった専門家の意見も、これから聞いていきたいと考えている。

○松永委員 今回、条件付一般競争入札という形で行っているが、条件の内容と、今回の条件に合った対象事業所数、今回、みんな応じているわけではないと思う。ただ、対象事業所数というのは、建設業界の中では、想像で、数が少なくなっているのではないか。この間、何件か倒産もあったので、そういう意味で、全体の事業所数について伺う。

○高梨契約課長 本建築工事の条件設定だが、健康文化センター改修工事については、営業種目が建築一式に登録されていること、建設業法で業者の規模を示す点数が決まっているが、それが7 5 0 点以上あること、市内の業者でいえば、A ランクと呼んでいるところが対象になる。あと、

主なところでは、発注案件と同規模の過去の工事実績があるか、そういったものを条件としている。750点以上の建築一式の登録のある市内業者は24社あった。今回、過去の同規模の施工実績があるということを設けているので、そのうち、市でデータを調べられる範囲で把握している業者数は14社あった。

○稲垣委員 改修に当たってのアンケートの話があったが、検討委員会の中で検討されたというが、検討委員会のメンバーあるいは意見内容を具体的に伺う。

○菊地原市民協働推進課長 大規模改修検討委員会を設けて検討した。構成メンバーは、利用団体の代表者、地域の代表者、学識経験者、市の職員の6名である。この中で、やはり実態を見てもらいたいということで、6回にわたって会議を開いたが、現場も行ってもらって、意見をもらう形である。高齢者中心の部分で、ある程度、固定の方々が利用している部分があることと、利用者アンケート、世論調査等も踏まえて、どのように改修したらいいかという意見をもらった中では、もっとさまざまな世代の方に利用してもらった方がいいのではないかと、また、健康、文化なので、健康、文化に関する部分をコンセプトに入れるべきではないかという検討をもらった中で、さまざまな世代の人と触れ合い、ともに学び、ともに成長する3つの喜びを実感できる空間の創造を目指したらどうかということを提言してもらい、健康であること、学ぶ、つくる喜び、触れ合う喜びの3つの喜びを実現するために、健康の増進のゾーン、創造、活動のゾーン、触れ合いゾーンの3つにゾーニングをして、今回の改修に至った。

○稲垣委員 健康文化センターだから、子供からお年寄りまで皆さんがという、大変ぜいたくなコンセプトで、そこを実現するのは、なかなか大変なことだと思う。大広間があって、言ってみれば、そこで皆さんが触れ合う、旧来の我々日本人がそういうところで集う一つの施設、中心的な部分だと思うが、それをなくしたということになると、分散型、趣味に合わせて施設をつくり変えたのとらえるが、そういう理解でいいのか。

○菊地原市民協働推進課長 議案集27ページ、28ページに多目的広場というところがあるが、現在の使い勝手としては、段差があったり、大変使いづらい状況になっているので、フラットにして、休憩等もできる。

いろいろな部分で分散化するが、そのような形の触れ合える場というのは確保したつもりである。

○稲垣委員 今までも、おふろがあつて、座敷があつて、くつろぐという使い勝手、あるいは舞台があつて、そこで歌を歌ったりということがあつたが、おふろの利用は残されているが、どうなるか。検討委員の中で、おふろの考え方は意見として出ていなかったか。

○菊地原市民協働推進課長 健康増進ゾーンについては、プールと浴室を中心にして設備を整える形で考えており、その中の重要な要素と考えている。利用者アンケートでも、残しておいてもらいたい、要は利用したいという希望がたくさんある状況で、引き続き、浴室をそのまま残したいと考えている。

○稲垣委員 今回は契約案件だが、今までの利用形態と変えるというのは、どこで、いつ、公表するのか。もし、使い勝手がわかっているなら、一覧表を出してもらえればいいと思うが、契約案件、その後の利用形態は変わるのか。

○菊地原市民協働推進課長 改修後に条例改正等を行い、有料施設等にするかという方向で考えているが、今示せるような資料等は持ち合わせていない。今後検討して、お示しして進めたいと考えている。

○稲垣委員 ということは、松永委員とのやりとりは、有料にするか無料にするという考え方か。

○菊地原市民協働推進課長 今のは考え方で、これから示したいと考えている。

○稲垣委員 いつ出せるか。

○菊地原市民協働推進課長 今の予定だが、来年の6月議会に提案したいと考えている。

○稲垣委員 実は、無料施設、囲碁もそうだが、今まで割と常連というか、おなじみのグループが占有する傾向があつて、新しい人がなかなかそこへ入り込めない、そういう意見は私どもも聞いた。今回、部屋を有料にするということは、そのグループが借りてしまうということで、そういう弊害はなくなる。そういう使い勝手の方が、そのグループが、その時間、気兼ねなくやれるという考え方としては一つの方法かなという感じでした

が、使い勝手については、ある種、公平さ、どうしても、おなじみの人がグループをつくってしまうと、新しい人が入りにくい傾向がある。そういうものを加味しながら検討してもらいたい。

○江成委員 先ほど、講習室が1時から5時までで750円というかなり具体的な、一方で、有料化の具体的な準備はできていないという説明だが、来年の6月議会、まだ時間があるが、当然、有料化を考える以上、有料化したら、利用料収入はどのくらいあるのかという見立ても当然行われていると思うが、現時点でどのような見立てなのか伺いたい。

○菊地原市民協働推進課長 750円という数字は、現在も有料施設として使っている講習室の値段である。講習室だが、21年度の実績で169件、2,232人の利用、21年度は5カ月間の休止期間があるので、実態とすると20年度の数字が正しいと思うが、236件で3,075名の利用だった。各部屋ごとの利用料金は手元にはないが、そんな利用だった。

○江成委員 大ざっぱに言えば、当然、利用料収入はふえるという理解ができると思うが、その場合、指定管理の運営の仕方に影響してくると思う。先のことで恐縮だが、この辺はどう考えたらいいのか。

○菊地原市民協働推進課長 それについても、利用料収入の予測を踏まえながら、指定管理者等も含めて検討していきたいと考えている。

○江成委員 先ほどの議論の中で、直ちにそれが北の健康文化センターに影響することはないと伺って、改修の折にはそういうことも影響してくるということで、見方によっては、かなり大きな変更だと思うので、十分に説明してもらって、利用者あるいは市民の合意が十分図れるような手だてに、今後取り組んでももらいたい。

それから、先ほど来、健康文化センターのコンセプトが、健康の喜び、学ぶ喜び、触れ合う喜びということで、検討委員会なり、利用者あるいは地域の方の意見等も踏まえて、新しい改修のコンセプトをつくったということで、それは結構だと思うが、結果として、トレーニング室あるいはミニゲートボールが廃止される、あっちもこっちもというわけにはいかないとは思いますが、あえて言えば、健康部分が若干縮小されているという感じを持つ。これについては実態はどうなのか。

○菊地原市民協働推進課長 トレーニング室の実態だが、21年度は

2万2,502人、20年度は3万6,990人の利用だった。機器としては、トレーニング器具、エアロバイク、ローイングマシン、ヘルストロン、ベルトバイブレーター等があり、トレーニング室という名称ほどの器械は設置されておらず、このような形のコンセプトは、隣にある総合体育館に機能を担ってもらいたいと考えて、このような形にさせてもらった。

○江成委員 2万とか3万という利用者は、ほかの実績からすると相当多いという点でいくと、簡単なエアロバイク等のトレーニング機器だとしても、若干どうなのかという思いが残るが、わかった。

もう1点、この間の代表質問で、文化関係の事業を充実するということだと思うが、女子美との連携を図るといった答弁があったと思う。この点について、具体的な構想というか、イメージはどんなものか。

○菊地原市民協働推進課長 お絵かき教室などで指導してもらったり、これは一部の連携である。やはり、これをもっと強めなければいけない。展示コーナーがあるので、学生の作品を展示したり、ワークショップ等をやって利用を図っていきたいと考えているが、実は女子美術大学と指定管理者との間で協定等を結んでおり、それを一層深めていきたいと考えている。

○江成委員 いずれにしても、健康文化センターは、ごみ焼却場の余熱を有効利用してということが、まず基本にあるのではないかと思う。そういう意味では、温水プールなりおふろというのは、当然、連結する施設だと思う。従来、健康文化センターと言いながら、文化の面が薄いという指摘があったように聞いているが、そういう意味で、新たに文化の機能、学ぶ機能とか触れ合う機能をより充実しているということで、基本的には賛成の気持ちを持っているが、有料化の方法等も含めて、改修によって市民が遠ざかるということがあってはならないわけで、その点は、今後も慎重に検討しながら、より効果的な、新しい健康文化センターが市民に親しまれるように、さらに一層の努力をお願いしたい。

○山下委員 この文化センターの閉鎖に当たって、この間、別の施設を利用したいという要望の中で、グリーンプールに行きたいという方がいる。南の方は、ここまでは自転車で行けるが、そこからはグリーンプールには行きづらいという声が多くて、1日1回でも、有料でも、実費分も払

うので、直行便のバスを往復で出せないかという声があるが、そういった面に関して、何か考えはないか。

○菊地原市民協働推進課長 確かに、今まで利用している方には不便をかけることになってしまう。バスを出してということだが、今、市民健康文化センターの利用者は、市内一円から、さまざまな手段で来ていると考えているが、例えば銀河アリーナやグリーンプール等に運行するとき、どの程度の方々が利用するかがつかみづらいことと、それを実際やるとなると、1日7万円程度かかる。それが今のような形で300日以上利用すると、2,100万円程度の費用がかかってしまう。では、費用を取ってという話だが、道路運送法の関係で、お金を取っての利用というのは、今のところ、ちょっと難しいと考えている。

○山下委員 プールの場所において、いろいろな地区から集まってきて、こんにちはこのきずながあって、それを日々の楽しみにしている方の大事なところを、ぜひ失わないような配慮をしてほしい。

トレーニング室だが、私もトレーニングが好きだが、トレーニングとプールというのは、一体としている人がいる。トレーニングの後、クールダウンでプールという関連性がある、それがまた離れてしまうことに、審議の中で抵抗とかはあったか。

○菊地原市民協働推進課長 利用者のアンケートとか、何をメインに持ってくるか、コンセプトとしてくるかという部分の中で、周辺の公共施設の配置を含めて検討した中で、このような状況になっており、確かにトレーニング室があれば、なおさらいいと思うが、あくまでも箱がある中での改修で、残念ながら、トレーニング室については総合体育館の方という形になった。

○山下委員 移る先も体育館ということで、意味合い的には間違った方向ではないと思っているが、議案集31ページ、32ページに屋上の図面がある。改修前は温室があり、ミニゲートボール場ということで、このスペースを活用しているが、改修後は、ただ、屋上と書いてあるだけで、市民が利用するようなものはない。面積的な有効利用という面においても、ここがどうなるのか。ベンチを置いて、お弁当でも食べられるように、市民がこの後入れるのか、それとも屋上緑化とか、太陽光とか、環境面にお

いて、また考えがあるのか確認したい。

○菊地原市民協働推進課長 ゲートボールの利用状況だが、21年度は26件で78名、20年度は48件で177名ということでゲートボール場はなくした。今後の使い勝手についてだが、改修後は、それ以外には使えない状況になっている。

○山下委員 となると、ここにいろいろな可能性もあるのかなという気もするので、改修後の利用の中で、問題点とか、課題点とか、こうした方がいいというのも出てくると思うので、ここにトレーニング室を考えると、いろいろな可能性の中で、市民の有効利用をますます推進してもらいたいと思う。

○古内委員 この工事請負契約の議案は、先日の代表質問においても、さまざまな意見や指摘が出されていたが、今回の大幅な改修では、条例の改正も当然必要になるものと認識している。設置の目的や講習室または工作室など、有料施設の利用料金の設定だけでなく、北の健康文化センターの大広間の取り扱いなど、条例についても多くの点で審議が必要となるが、こうした点が審議できずに、工事請負契約の議案だけを先行して審議しなければならないことに対して、多少、違和感を覚えるところでもある。条例の制定や改正が伴う工事請負契約の議案については、条例議案とセットで提出することにより、より深まった審議ができるものと考えられるが、この議案提出のあり方について、市ではどのように考えているのか。

○隠田総務法制課長 工事請負契約の議案についてだが、本来、契約を締結する権限は市長の権限に属するものだが、住民の利害に与える影響が非常に大きい、本市においては3億円以上だが、一定の金額を超えるものについては、地方自治法によって、議会の議決が必要とされている。したがって、この工事請負契約の議案においては、工事内容の是非、契約の方法の妥当性、金額、こういったものを議論してもらうこととなる。一方、公の施設に関する条例については、設置や修繕に係る工事の金額の多寡によらず、すべての施設において、その管理運営方法や使用料等を定めるもので、こうした点を議論してもらうこととなっている。こうした議案を同時に上程することについてだが、このような趣旨を考えると、こうした多額の経費を要する工事に係る議案については、原則として、まず、工事請

負契約の議案として、工事内容、こういった施設でいいかどうかということとを議会で議決してもらって、その内容に沿って、公の施設の条例を上げさせてもらうということで、その後、条例改正案を提案して議論してもらうという整理をもって当たっている。

○小林（一）委員 昭和５８年に開設してから、築２６年で初めての改修工事ということだが、環境に配慮した点について、あったら伺いたい。

○角田公共建築課長 今回の改修に関しては、環境に対する配慮を——議案集の２９ページ、３０ページをお開きいただきたい。特に建築工事においては、トップライトを新設して、内部に外の灯を入れて省エネ化を図るということと、空調設備あるいは給排水衛生設備においては、各機器、また配管等を全面更新する。築２６年たっており、その当時の機器と比較すると、大分、高効率になって、省エネになろうかと思う。電気設備においては、太陽光発電と風力を利用したハイブリッド式の街灯を設置することや、室内の廊下等の共用部分にはＬＥＤの照明器具を設置したり、トイレ周りについては、人感センサースイッチとあって、人が入ったらつくという配慮をしている。そういったことを改修工事でやると、おおむね１５％から２５％ぐらいの消費エネルギーの削減に当たるという試算をしている。

○小林（一）委員 先ほど浴室の議論が若干出たが、現在の利用状況、開放時間と利用者数を伺う。

○菊地原市民協働推進課長 浴室の利用状況だが、２１年度は男子が３万１，９９５人、女子が１万４，５４５人で、合計して４万６，５４０人である。２０年度は合計７万２，５１９人で、利用時間については、午前１０時半から午後４時までとなっている。

○小林（一）委員 関連して、空調とか本体の改修とか含めて、公費が全体で約１３億２，０００万円と伺っているが、内容の概算を伺いたい。要するに、給排水管——水回りの関係が出てきていないが、多分、金額の関係で、資料として我々の手元に何らかの形で回っているものがあるのかもしれないが、そういった改修の経過があったら聞かせてほしい。

○角田公共建築課長 今回の工事においては、それぞれ専門分野に発注を行う分離発注を予定している。建築工事と空気調和設備工事において

は、本委員会に提案しているとおりである。そのほかに、電気設備工事、給排水衛生設備工事及びスライダー改修工事を予定しており、おおむね5億2,000万円を予定している。そういった中で、これから発注する工事については、3億円以下の工事になっている。

○小林（一）委員 私は建築の関係は余り詳しくないが、水回り関係というのは割と劣化が早いということで、過去に全くやっていないのか、今回初めてということなのか。

○角田公共建築課長 部分的に修理した箇所はあるが、全面的にやるのは今回が初めてである。そういった中では、空調設備あるいは給排水衛生設備の機器と配管については、すべて更新する改修工事になっている。

○小林（一）委員 健康文化センターという名前だし、これから健康と文化、さまざまな概念で取り組みをするという話も伺ったが、1点、屋上が使われない形になっている点、これはやはり、環境にも配慮してもらえたらという気もするし、そこら辺はいろいろな考え方があると思うので、検討してもらいたい。また、トレーニング室とかゲートボール場とか、どっちかというスポーツ面という議論もされたが、やはり相当な利用者がいるわけで、その部分を総合体育館の方にゆだねたら、どういうふうにフォローしていくかもきちんと考えていかなければいけないと思うが、この点について伺って終わる。

○菊地原市民協働推進課長 どのようにゆだねていくかということだが、総合体育館は健康あるいはスポーツの拠点施設なので、十分生かしてもらえるよう依頼して、利用者がうまく利用できるような形で進めていきたいと考えている。

○東條委員 1つは利用の関係で、これから条例が出てくるといことだが、利用料金制度の導入ということで、指定管理の中でやっていくということでもいいのか。

○菊地原市民協働推進課長 利用料金の中で検討していく予定である。

○東條委員 さまざまな公共施設に利用料金制度が導入されているが、市内の施設の利用料金のバランスみたいなもの、1平米幾らという広さとの関係とか、使い勝手との関係とか、いろいろなものを考慮して、その料金を決めようと考えているのか。

○菊地原市民協働推進課長 面積等も含めて、結局、周辺の施設の利用状況、余り高くないようにという部分もあるので、そういう中で勘案しながら決めていきたいと考えている。

○東條委員 もう一つは、先ほども問題になっていたが、総合体育館の現在のトレーニング室の利用状況の把握はしているのか。

○菊地原市民協働推進課長 それについては、今手元に資料がない。

○東條委員 実は、トレーニング室も結構使われているように思う。私は人数的には把握していないのでわからないが、先ほど3万3,000と言っていたのか、かなりの人数の方が使っている中で、1つは現在は無料で、有料になることによって使わなくなる方たちはいると思うが、それにしても、安易に総合体育館に行けばいいというふうにできるのかというところが心配だ。利用者がふえてしまって、非常に大変になるのではないかということを含めて、検討してもらわないといけないと思うが、その点いかがか。

○菊地原市民協働推進課長 貴重な意見だと思うので、今後の運用の中で検討したいと考えている。

○東條委員 例えば、エアロバイクみたいなものだけでいいということであれば、片隅にそういうものを置いて、そこは無料にするのか、100円入れて使える形にするのか、そこは考えてもらって、少なくともクールダウンができるような、ちょっとした施設があってもいいのではないかと思うので、今後、検討してもらえればと思うが、いかがか。

○菊地原市民協働推進課長 スペース的な問題もあるが、意見を伺って検討したいと思う。

○東條委員 もう一つは入札の関係だが、工事の入札中止になった案件の場合、どんなふうに設計価格を変えて、もう1回入札にかけるのか、中身について伺いたい。

○角田公共建築課長 今回、中止になってからの設計の内容については、その工事で見えていた備品的要素を備品の方に回して、予定価格の設計金額を変更している。

○東條委員 この件に関するだけでなく、こういうことは起り得ることで、中止になったときに、こういう具体的な事例でなくても、

ほかの県でもそういうことがあったように記憶している。そういう場合は、大体が小さなところをどこかに移して、それで金額を変えるというふうにしているのか。

○角田公共建築課長 建築工事においては、今回が初めての案件で、それ以外の事例について内容的には承知していないが、設計そのものの妥当性からすると、どうしてもそういった場合には、さらに内容を精査して、設計の機能とかが低下しないような形で検討している状況だと思う。

○東條委員 入札の金額というのは、もともと最適なものをそこに出していたのではないかと思う中で、こういう形で金額を変えなくてはいけないということについては、やはり、これからもきちっとしていってもらわなければいけないと思うので、そのことについては引き締めてもらえればと思う。

○菊地原市民協働推進課長 先ほど、トレーニング室の関係の質問に対して保留をさせてもらったが、健康文化センターのトレーニング室、3万6,999人という話をした。総合体育館のトレーニング室は、半年間の利用だが、1万3,528人である。この倍の人数が年間あるのかと思っているが、市民健康文化センターのトレーニング室は、皆さんに人気があるヘルストロンを設置しており、約3万7,000人の方々の利用のかなりの部分は、ヘルストロンの利用者と思われる。

○東條委員 今、ヘルストロンの利用が多いと言ったが、総合体育館にはあるか。

○菊地原市民協働推進課長 確かではないが、ないのではないかと考えている。

○東條委員 そうすると、その方たちは、利用を総合体育館の方にというわけにはいかないわけで、そのところを含めて、やはりきちっと、施設の備品の内容を検討してもらえればと思う。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議事の整理上、採決を区分して行う。

議案第73号工事請負契約については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成多数。

よって、議案第73号は可決すべきものであると決した。

議案第74号工事請負契約については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第74号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前11時20分 休憩

午前11時36分 開議

○大神田委員長 再開する。

◇○○◇

議案第75号 工事請負契約について（（仮称）城山文化施設建築工事）

○大神田委員長 議案第75号工事請負契約についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画市民局長 議案第75号工事請負契約については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○江成委員 契約金額は3億200万ということだが、文化施設の建築工事のどこまで、この金額に含まれているのか。

○角田公共建築課長 このほかに、電気設備、空気調和設備工事、衛生設備工事、舞台設備工事、植栽工事があり、予算的には工事費で5億8,000万ほどある。そのうち建築工事について、今回、提案している内容

になる。

○江成委員 今回は、５億８，０００万のうち、躯体を中心とした３億という理解でいいわけですね。——城山文化施設については、城山町当時から基金の積み立てがあったと承知しているが、町自体の基金としては、どのくらいまで積み立ててあったのか。

○田中文化振興課長 当時は、城山町文化センター等建設事業基金が約４億５，０００万円、もう一つ、城山町ふるさと創成事業基金が１億３，０００万円あったと承知している。これの合計、約５億８，０００万円で、合併時に引き継いだ金額は、５億８，４７４万８，０００円である。

○江成委員 合計で５億８，０００万程度ということだから、積み立てた基金の中で建築が行われるという理解でいいか。

○田中文化振興課長 城山文化施設整備事業全体の経費としては、平成１９年度から事業がなされており、２３年度までの予定である。そのような中で、１９年度決算あるいは２０年度決算、そして２１年度は決算見込みである。そして、２２、２３は予算ベースだが、全事業合計額は、約８億２，８００万を予定している。

○江成委員 この建築の基金だけではなくて、本市の一般財源だけではなくて特定財源等もあると思うが、財源内訳を伺いたい。

○田中文化振興課長 総事業費８億２，８００万の財源内訳だが、一般財源は、１９年度、２０年度に、基礎調査あるいは外部検討委員会の謝礼等で、約３８０万ばかりを支出している。残りの金額は８億２，４００万程度だが、国庫交付金、まちづくり交付金がトータルの中で２億２，８００万、神奈川県市町村振興補助金が７２０万、相模原市・城山町文化施設等建設基金が５億８，９００万という財源内訳を予定している。

○江成委員 城山町当時から基金の積み立てがあるとするれば、当然、当時の町民のこの施設に対する一定の願いというか、こういうコンセプトのこういう内容でこんなふうにつくりたいという構想なりがあったと思うが、それと今回建設する文化施設とは、どういう関係にあるのか。

○田中文化振興課長 城山町時代のコンセプトだが、平成２年３月の城山町中央公園基本計画の中で、体育館、保健福祉センターなどとともに、文化センターの整備が位置づけられたと承知している。平成５年１２月に

は文化センター等建設事業基金が設置され、基金の積み立ても開始された。このような財政状況の中で、5年から少したつが、平成13年に城山町新総合計画の中で改めて位置づけられたということで、当時は、文化センターという形で位置づけられていると承知している。なお、相模原市・城山町合併基本計画の中に位置づけられ、現在の形で進んできていると承知している。

○江成委員 大枠の文化施設という方向性はあったとしても、内容については、具体的な構想としては整理されていなかったという理解でいいか。

○田中文化振興課長 基本的な考え方はまとめられていたと認識している。その基本的な考え方に基づいて、引き継いだ後、基本設計あるいは実施設計を実施してきている。それも地域の皆様の意見をもらいながらと考えている。

○江成委員 当然、城山町時代からの経緯があるから、地域住民という範疇の中での取り組みがあったと思うが、地域住民の意向の酌み上げをどう取り組んできたのか。

○田中文化振興課長 19年度から引き継いで、19年度は地域の皆様の検討委員会ということで、城山町地域協議会から推薦してもらった8名の方により、この施設について、基礎調査を実施した中で、検討してもらった。20年は基本設計を実施したが、城山町文化施設等検討委員会を設置して検討してもらい、機能、規模等の基本設計へ反映してきた。また、城山町地域協議会、21年度には、自治会連合会会議、周辺の住民に説明しながら、地域の皆様のさまざまな意見を吸い上げてきたと思っている。

○江成委員 逆の視点というわけではないが、当時の城山町としては、住民の願いとして、中央公園構想の中で文化施設をという思いがあって、基金の積み立てをしてきた。それを引き継ぎながら、今日に至っているという理解はいいと思うが、この間に合併があって、行財政改革、コストを下げるという大きな目標もあったと思う。そういう中で、合併して城山地域が新しい相模原市に位置づくとなれば、例えば、既存の橋本の杜のホールが存在とか、隣の津久井の文化福社会館、そういった施設との関係性とか、そういう点での検討はどのように行われたのか。

○田中文化振興課長 既存の施設だが、例えば仮称城山町文化施設から半径４キロという中で見たところ、杜のホールは、４キロちょっと出たところにある。サン・エールさがみはらも４キロ内のところにある。津久井にいて、津久井文化福祉会館も、やはり４キロちょっと出たところにある。直近の施設では城山公民館、福祉センターがあるが、そのようなホールあるいは各会議室を持った施設を考慮しつつ、この施設の利用形態について検討を行い、現在、提案している多目的ホール等を中心とした施設という形でまとまってきたものと思っている。

○江成委員 基金を積み立ててきた経緯もあり、住民の願いがそこにあるわけだから、基本的には私も賛成の意を持っているが、全体トータルして見た場合には、新しい相模原の中で、類似施設の存在とか、つくるとしたら、類似施設との区別性ということも、当然、検討されなければいけないと思う。あえて言えば、せっかくつくるのだから、城山文化施設の中に、地域の図書館機能のような発想というか、検討はなかったのか。

○田中文化振興課長 この地域全体の施設の構成という観点をとらえたところ、図書館あるいは公民館の図書室等の活用で利用してもらうということで、このホールに図書館という形は、今回は入っていない。なお、城山町当時の検討、構想の中では、図書館という機能もあったように承知している。

○江成委員 個人的には、せっかくつくる文化施設だから、ホールあるいは講習室のような貸室だけではない、文化機能を持った施設ということで、図書館機能などを整備したら、さらによかったのではないかという思い——もちろん、お金が必要だから、そう簡単にはいかないと思うが、そういう点について、感想的だが、指摘したい。

具体的な面で若干伺いたい。この施設の工事あるいは施設について、環境面での配慮はどのようなものがあるのか。

○角田公共建築課長 議案書５４ページ、５５ページになるが、環境面については、省エネ化を図るということで、ホワイエとかエントランスホール、あるいはトイレに関しては、ＬＥＤの照明器を使ったり、人感センサーを採用している。

○江成委員 環境配慮ということになると、ＥＶ、電気自動車の普及

が期待されたり、要望されていると思うが、E Vの充電施設については、どのように考えているか。

○角田公共建築課長 今回の文化施設については、設置していない。

○江成委員 充電施設の設置については、この間の一般質問等でも問題提起があり、たしか北の福祉センター、区役所と合築になる施設には、そのような方向が打ち出されたと理解しているが、その経緯との関係で、なぜ、今回は充電施設を予定していないのか。

○田中文化振興課長 この施設は19年度から基本設計を実施しており、その前の城山町からの基本計画の引き継ぎという中で設計してきたので、その段階での設計について、反映できていなかった。なお、バリアフリー等には考慮しながらつくってきたので、E Vについて、その設置がどのような構造になるのか、あるいは利用形態がどうなのかについて、すぐ決定ということもなかなか難しいと思うので、今後、施設の活用をしながら検討していく方向でいきたいと思っている。

○江成委員 基本設計等、設計段階でそうだったということは理解したが、新しくつくる北の福祉センターには予定している。そういうことについての一定の方向性があるわけで、一方でその方向性を追求し、一方では基本設計の段階でなかったからといっても、基本設計はあくまでも基本設計だから、方向性が出れば、当然、本市の施策として対応があってしかるべきではないかと私は思うが、仮に、ここに充電施設を設置するとしたら、予算的にはどのくらい必要なのか。

○角田公共建築課長 市販品だが、150万から500万ぐらいと聞いている。そのほかに、キュービクルの改修とか、電気設備にかかわる工事が必要になってくる。設置する場所によって費用が変わってくるが、おおむね1,000万以内で設置が可能かと思っている。

○江成委員 ここで引っ張り合うというか、切りがないとは思いますが、電気自動車の普及というのは、地球温暖化への対応ということを考えれば、日本の国を挙げての課題だし、日本の新しい世界戦略の中心にもなる取り組みだと思う。そういう中で方向性を出しているわけだから、共通の位置づけは大事にすべきではないか。先ほど、健康文化センターのトレーニング室についても指摘があったが、つくってから設置するのだったら、もっ

と莫大なお金がかかると思うが、合計８億を超える事業の中で、１，０００万以内の金額というのがどういう位置づけになるのか、決して大したことないと言うつもりはないが、やはり将来性も含めて、積極的に検討すべきではないかと思う。電気自動車が普及しても、充電施設がなければ、ガソリンがない車と同じになってしまうので、本市が環境を重視した電気自動車、ＥＶの普及に積極的に取り組むという意味も含めて、あえて言えば、再度検討してもらいたい。

○松永委員 今回、多目的ホールのための施設になっているが、収容人数はどのぐらいの予定か。

○田中文化振興課長 ２９８名の定員である。

○松永委員 駐車場とか駐輪場、利用する方の車の関係だが、隣に保健福祉センターがあるということで、３０台の同じ敷地内の駐車場は、保健センターの方々も利用する駐車場ということになるか。

○田中文化振興課長 敷地内の３０台及びここで新設で５０台を用意する予定だが、８０台について、文化福祉センター、そして新設の仮称城山文化施設、両方で、それぞれ利用してもらうことを考えている。

○松永委員 今、この敷地の中には、城山保健福祉センターだけが存在している。その駐車場の利用状況はどうなのか。

○田中文化振興課長 これから仮称城山文化施設をつくる場所に、既存の駐車場がある。そちらは、現在６０台の駐車場がある。利用状況だが、通常は満杯になることはないが、検診時などには、いっぱいになるということは聞いている。駐車場の利用予測については、現在の福祉センターの利用状況から試算して、駐車場の利用者数という計算方法は確立されていないようだが、１９年度のバス交通基礎調査の結果から、自動車の分担率あるいは平均乗車人員等を勘案した中で、城山保健福祉センターでは午前中の利用時間が多いようだが、そこで大体１７台程度駐車するという試算はしている。

○松永委員 平日の午前中に、城山保健福祉センターが１７台使うだろうと。検診なんかの関係、日曜日とかは余り設定されないと思うが、そういう点で、この駐車場を先行的に新たにつくるという部分を含めて、最大のところでいろいろ検討してきたと思うが、大丈夫なのかという思いが

した。その点はいかがか。

○田中文化振興課長 80台の計算だが、先ほど、城山保健福祉センターで17台が予測されていると言った。今度、新たに仮称城山文化施設の駐車場ということで、これも確立されていないが、予測した。予測のやり方だが、こちらのホールは298名ということで約300名なので、この300名が大体8割ホールを利用したとして240名、これの先ほどの自分で運転する方の率、それから、文化施設の利用に関しては、県の駐車場計画の手引で同乗者数を出しており、その数で計算すると、71台となる。先ほどの17台分と71台を足すと88台ということで、80台に足りないが、新たな仮称城山文化施設の西側の上段に市有地があり、そちらに10台程度の駐車は可能ということで、対応できると思っている。なお、なおさらピークというときには、この近くにある総合事務所等の駐車場も活用しながら対応していきたいと考えている。

○松永委員 駐車場必要台数の割り出し方が、県の基準で出しているという点で、それが城山地域というところ——交通の便とか、こういう地域性のところで適切なのかというのは、私自身はなかなか判断がつきにくい部分はあるが、この辺のところは、今、10台と、それから、近くに総合事務所もあるという中では、オープンしてみて、少し膨らませる部分もあるという見通しをしていると理解した。

新たに作る駐車場50台分は、今回の案件の中には入ってきていないが、今後、別件として出されてくるのか。価格、あと市有地なのか借地なのかを含めて、関連として聞く。

○田中文化振興課長 現在、城山保健福祉センターが開館している中で、仮称城山文化施設の建設工事に入ると、その方たちの駐車場の確保が難しくなることから、この駐車場50台については、本体工事を先行して、今年度中に整備するものである。なお、こちらの市道についても、駐車場に入るに当たっての整備もするということである。

○松永委員 関連して、費用的なものについても、今わかればということである。

○田中文化振興課長 城山文化施設接道道路工事整備事業ということで、現在、契約が済んでおり、契約額は約2,200万円程度である。仮

称城山文化施設駐車場整備工事も済んでおり、約3,400万円の契約額である。

○松永委員 本体の文化施設そのものについて、先ほど、城山の合併前からのさまざまな経過があったことはわかった。内容的なところで、当初計画とどんなところが変わったのかという点と、これに対しては、検討組織、そして連合自治会も通しながら、住民に新たなところも含めて情報提供もしながら、意向も聞いてきたという話が先ほどあったが、その中で出された住民の声で、何か紹介してもらえるところがあったら聞きたい。

○田中文化振興課長 検討委員会では、施設について、施設南側にガラスのスクリーンを大きく設けているが、太陽光によって施設の負担がすごく大きいのではないかと、あるいはプライバシーの配慮はどうなっているのかという意見があった。そういう中では、ロールスクリーン等を用いて、施設利用者のプライバシー等の配慮を検討する等の話をした。それから、東面の2階部分が型枠だけという、初め重い感じだったということだが、こういうものについては、例えば植栽計画の中でそれを削減するという話もした。また、駐車場について、80台で本当に足りるのかという意見も確かにあった。そういう中では、先ほどの説明、そして、周りの各駐車場を利用してもらうこと、できるだけ同乗、あるいは自動車等を利用せず、公共交通でという話もしたところである。幾つかそのような話があった中で、検討し、変更できるものについては変更しながら、基本設計等に生かしてきた。

○東條委員 利用料金の関係は今後出てくると思うが、それと、利用については、杜のホールとかあじさい会館を含めて、どんな申し込み形態で考えているのか。

○田中文化振興課長 利用料金については、これから検討するということで、市内各ホールとの均衡を図りながら考えていきたい。ただ、利用料金の決定に当たっては、施設の維持管理費あるいはホールあるいは各部屋の面積等々で積算していくということで、今後、そういう中で検討し、設置条例の中で提案したいと思っている。利用方法の他のホールとの関係だが、このホールは、市全体の文化振興という意味での位置づけと、城山地区あるいは城山周辺の皆様の身近な施設として利用してもらえる、その

ような両面の施設機能を持っているものと位置づけていきたいと思うので、できたら、市全体はもとより、地域の皆様に利用してもらえるような施設にしていけたらいいと思っている。

○東條委員 多目的ホールが一つしかないという施設で、利用率がどうなのかというのが非常に心配な面でもあるので、そこを含めて、市内に限らず利用できるような形をとっていく必要があるのではないかと考えている。今後、そういうことも含めて検討してもらえればと思う。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 75 号 工事請負契約については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 75 号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後 0 時 12 分 休憩

午後 1 時 14 分 開議

○大神田委員長 再開する。

—————◇○○◇—————

議案第 82 号 平成 22 年度相模原市一般会計補正予算（第 1 号・
所管部分）

○大神田委員長 議案第 82 号平成 22 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

〔原財務部長、白井市民部長説明〕

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 歳入の諸収入で日本宝くじ協会助成金が7, 350万円
ついているが、何でこの補正の時期にこういう形で出てきて、どの部分に
充当されているのか、また、今後もこういう形で出てくるのか。また、政
令指定都市移行後のものだと思うが、その辺を整理して考えたいので確認
したい。

○古井財務課長 歳入の諸収入に、日本宝くじ協会の助成金というこ
とで7, 350万円計上した。これは関連歳出で言うと、博物館の天文常
設展示のリニューアル整備に宝くじ協会から助成を受けて充当するもので、
宝くじ協会の助成金は、基本的には政令指定都市になって当たる部分と、
それはまた別に宝くじの資金は充当して、政令指定都市に毎年、一事業に
対して当たる、そういった性格の補助金もあり、そういった中で、この補
助金については、昨年、庁内で財源充当、その事業に対する財源をいろい
ろ調整していく中で、働きかけをして当てた助成金である。

○阿部委員 ということは、こちらから昨年のうちに、政令指定都市
移行後を見越して国に要請していたものが、ここに出てきたという考えで
いいのか。

○古井財務課長 日本宝くじ協会の助成金は、政令指定都市になって、
新たに助成の対象となった財源で、市から働きかけをした中で、博物館の
リニューアルに充てることとしたものである。

○阿部委員 ちょうど博物館のリニューアルがあつて、それが宝くじ
の助成金——充当できるメニューみたいな形であつたということか。

○古井財務課長 政令市になったことによって助成を受けられる財源
だが、積極的に働きかけたということよりも、助成金が交付されるという
中で、結果として、博物館のリニューアルに充てたものである。

○阿部委員 何に使ってもいいが、来る助成金を、ちょうど予定して
いた博物館のリニューアルに使うということで、足りない90万円は一般
財源で手当てしたという考えでいいか。

○古井財務課長 そのとおりである。

○阿部委員 歳出の戸籍住民事務運営費で、橋本駅、相模大野駅に証
明書自動交付機を各1台設置するというので、この件に関連して、証明

書自動交付機の内容で、やはりこれでは十分でない部分があったりというときに、議会の答弁では、たしか、住民基本台帳カードが必要になったりするものもあるので、項目をふやしたりというのはなかなか難しいという議論もあったと思うが、住民基本台帳カードが使えないのであれば、これを使えるようにしたりとか、こちらの普及を図ったりすることの方が大事なのではないかなと思う。私が議員になったときから、こういうカードが必要になるので、今のままでは使えないという説明を受けていて、そうなる、本市としては、住民基本台帳カードはこのままにしていって、普及は図らないということにも受け取られるような、誤解を与えかねないと思うが、考えを確認したい。

○藤田区政支援課長 本市は先行して、さがみはらカードによる自動交付機のネットワークを構築してきて、既に、さがみはらカードは30万枚交付している状況である。住民基本台帳カードは、21年度末で2万7,500枚ということで、確定申告等で電子申告などに利用してもらうということで、この間、交付枚数が若干ふえているが、まだまだ少ない状況である。私どもとしても、さがみはらカードの資産をどう生かしていくのか、それから、今後、コンビニ交付なども含めて、住基カードをどのように普及させていくのか、非常に頭を悩ませているところである。今後、住民基本台帳法の改正なども予定されている。現在だと、他市に転出した場合、お持ちの住基カードをつくり直さなければいけないが、それも解消されるということが予定されているので、今後、そういうことも含めて、住民基本台帳カードの普及について、検討を進めていきたいと考えている。

○阿部委員 自動交付機へ行って見たが、窓口封筒に広告が入っていたり、いろいろ案内がついていて、電話予約サービスがあるとか、交付機の設置場所がいろいろ書いてあって、いいなと思った。また、ちょっと待って、相模原市にはここにも窓口がありますということで、土曜日の開庁とか、場所の案内とか、休日窓口サービスの案内とか、いろいろやっているのはよくわかるので、こういうところは評価できると思う。ただ、一方で、自動交付機は全国の中でもかなり進んだ部分だったが、10年近く経過しているから、これから、もっとやれる部分はたくさんあると思う。コンビニの話もあったが、インターネットでできるような工夫とか、どんど

ん研究を進めてもらって、さらに、お金がかからないで、いろいろ利便性が向上する取り組みはあると思うので、要望する。

○小林（一）委員 歳出の戸籍住民事務運営費で証明書自動交付機2台が増設されるということだが、現状の自動交付機の設置場所はどこで、台数は幾つかと、今後の増設の計画と機能の充実についての考え方があったら伺いたい。

○藤田区政支援課長 証明書自動交付機は、現在、市内に13台設置している。今回、2機の増設を提案しているので、合計15台になる。13台の具体的な設置場所だが、区ごとに言うと、緑区は、緑区役所区民課、城山、津久井、相模湖、藤野の各総合事務所、合計5カ所である。中央区は、市役所本庁の守衛室前、中央区役所の区民課前、大野北まちづくりセンター、相模原駅連絡所の4カ所設置してある。南区は、南区役所区民課、大野中まちづくりセンター、相模台まちづくりセンター、小田急相模原駅ビルラクアルおださかの2階に設置しており、合計4カ所である。今回の2台については、政令市移行に伴う区民課の混雑緩和ということで、緊急的な取り組みとして提案したもので、さらなる増設あるいは機能の拡充については、現時点では検討は行っていない。

○小林（一）委員 増設することは、政令市ということ、区役所ということで状況が変わってきたことに対応するということでは理解したが、いずれにしても、こういった流れというか、機械化されていくということで、ニーズとしては、潜在的に大きいものがあるのではないかと思う。決算のところで触れるかどうか考えたが、阿部委員が住基カードのことを触れたので、住基カードがさがみはらカードに比べて、30万枚対2万枚ということで、その点について、住基カードというのが一つの流れだと思うので、この機能を付加して行って、せっかく投資したものだし、利便性の向上といった意味でも、この取り組みをお願いしたいと思う。

○大神田委員長 他にないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって、一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 8 2 号平成 2 2 年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 8 2 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

陳情第 1 3 号 公共施設における囲碁将棋の廃止、自粛を求めることについて

○大神田委員長 陳情第 1 3 号公共施設における囲碁将棋の廃止、自粛を求めることについてを議題とする。

お諮りする。質疑に入る前に、理事者側より陳情第 1 3 号に関する現状等について説明を求めたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、理事者側の説明を求める。

○長沢企画市民局長 陳情第 1 3 号公共施設における囲碁将棋の廃止、自粛を求めることについて説明する。

本市では、人と人との触れ合いや交流、生きがいなどを目的に、囲碁将棋の場としても、各施設を利用してもらっている。囲碁将棋ができる部屋を有する施設は、市民健康文化センターやあじさい会館、公民館を含め 6 9 施設あり、このうち、平成 2 1 年度に実際に囲碁将棋の利用があった施設は 3 9 施設で、利用者数は 7 万 6 , 8 2 2 人だった。また、利用があった施設の中で、利用料金が無料の施設は 2 9 施設、有料の施設は 1 0 施設だった。なお、囲碁将棋盤を備えている施設は、6 9 施設のうち 5 0 施設であり、個人所有のものを保管している施設は 6 施設となっている。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 陳情者は相模原の囲碁将棋同業協議会の会長ということだが、市の中で、囲碁将棋の場を提供する業者の経営が非常に厳しい、また、多くの方が廃業に追い込まれているという陳情理由があるが、市の方

で、このような市内業者の状況とか数とか、これまでどう把握してきたのか、あったら伺う。

○石井経営監理課長 今回、陳情を出した方を含めて、そういった実情について、今のところ、市として取りまとめて調査をし、把握している状況はない。

○阿部委員 私も、どのくらい業者があるのか、ホームページで見た程度だが、10社弱の業者が載っていた。その状況がどうなのかということまでは詳しくわからないが、この業者だけではなくて、さまざまなサービスの受益者負担とか、公の施設の公平性のあり方について、これから考えていかなければいけない部分は多々あると思うが、今回の陳情に関しては、3つの施設について、囲碁将棋の場所を提供していて、それを廃止してもらいたいということだが、私ども新政クラブとしては、このような具体的な話も含めて、公共施設のあり方、公共サービスのあり方というのは議論が必要ではないかという考えには理解を示すが、ちょうどこの3施設、また、将棋と囲碁という部分に特化して、料金を取らないことはおかしいのではないか、碁石、また、将棋盤などを保管することは過剰サービスではないかというところは、そのままそのとおりだと受け取れない部分が大きいと考えている。陳情を出した方の言っていることも大切な視点はあると思うが、陳情の取り扱いとしては、不採択が妥当ではないかと考えている。

○小林（一）委員 公共施設の囲碁将棋に関連して、過去に市民から要望等があった経過があれば、内容を教えてほしい。それから、そういうことを通して、行政としての考え方はどうだったのか。それから、公共施設を囲碁将棋で使われている現状の中で、指導者がいるのか。そして、指導者に対して謝礼が払われている実態があるのか、把握していたら教えてほしい。

○菊地原市民協働推進課長 今までにこういうものがあったのかということだが、わたしの提案という形で1件あった。市民健康文化センターは、市民の健康、文化の振興ということで、囲碁将棋も文化の振興の一つとして、市民の利便を図っているもので、現状のまま、お願いしたいと考えている。指導者の有無だが、健康文化センターにはいないし、謝礼等も

ないと確認している。

○小林（一）委員 今回、囲碁将棋の業界の大変さというか、経営的な角度で、そういった背景を感じられるような陳情内容で、こういった景気の状態の中で、理解できないわけでもないが、大変大勢の市民が利用して、それが生きがいとか健康増進に寄与しているという現状の中で、受益者負担的な考え方自体は理解できるが、市民へ与える影響を考えると、なかなか難しいという判断もしている。

○松永委員 趣味の範疇に入るのかもしれないが、囲碁将棋は、かつては子供から大人まで、相当広範囲に親しまれてきた。今はゲームなどに押されてしまったが、こういった大衆文化的なものについて、この条例の中での位置づけはどうか。

○白井市民部長 条例の位置づけはないが、先般策定した文化振興プランの中にも、文化というのは多くの分野があるが、そのうちの一つとして位置づけて、普及していこうという考え方はある。しかしながら、どちらかというところ、レクリエーション的な意味合いで利用しているのがもっともだろうと思っている。陳情の中にもあるように、健康文化センター、あじさい会館、さらに公民館を、こういったサークル、グループが頻繁に利用していると思っている。冒頭、局長からも、本市の施設で利用してもらっている趣旨としては、人との触れ合いとか、交流とか、生きがいといったことが中心ということで、本市では、できるだけ市民に気軽に利用してもらおうという趣旨で、そういった意味で、文化振興プランも、その延長に沿った、多少文化的な色合いをつけながら、普及、促進をさせていくという考え方である。

○松永委員 そういう中に位置づけられながら、こういったものは、すそ野の人口ということからいっても、日本独特のそういったことについて、伝統としても、レジャー的なものであれ、つなげていくという意味からも、広範な人口がいる必要もあると思う。私の知り合いでは、囲碁将棋で不登校の子供に触れ合う中で心をどんどん開いていったとか、いろいろな意味合いを持っていると思うが、子供たちとの関連の中で、公民館にしる、青少年相談センターにしる、そういう位置づけもしながらという点はあるか。

○大用生涯学習課長 不登校等の対応については把握していないが、公民館では、特に囲碁将棋については、ルールさえ知っていれば、男性、女性、子供からお年寄りまで広く活動できるということで、これについては非常に、いろいろな人が集うきっかけになると認識している。

○松永委員 公民館の事業の中で、地域の方々の交流という意味で、年齢問わずに、そういうふう位置づけられる事業と思っているし、事業者としての経営の圧迫になると、すぐにイコールではないのではないか。むしろ、こういった人口が先細りの的になってしまうと、そういう事業体そのものが成り立っていないという関連にもなると思う。今回、こういった陳情で、議会として即断的に結論を下すのはどうなのかという思いがしているので、私どもとしては、この場で結論をつけずに、もう少し時間を置きながら、陳情者の意見なども聞く場面もあってもいいと思っているところで、継続をお願いしたいが、いかがか。

○古内委員 先ほど、囲碁将棋の物品を預かっている施設もあるという話を聞いたが、これは公民館か。

○白井市民部長 6施設ほど、個人所有のものを預かっているということがあるが、その多くは津久井方面の地域センターである。旧市域では橋本公民館で預かっているということだが、多分、ほかのサークルもそうだと思うが、毎回、重たいものを持ってくるのは大変だろうと、その一環で預かっているのではないかと想像される。

○古内委員 例えば、公民館なり施設の規定で、個人が所有するものを預かってはいけないというのはないのか。

○大用生涯学習課長 公民館については、それぞれ利用団体の代表で構成される利用者団体協議会がある。そういう中で、公民館の利用について協議する中で、申し合わせ事項に基づいて、そういうものを一時的に預かるということをやっている公民館もあるが、特別な決まりはない。

○古内委員 預かる、預からないといろいろあるが、やはり個人の所有物ということで、その辺はどうなのかと思っていた。いろいろなサークルの方々が、例えば将棋だけではなくて、私たちもこういうものを預けたいとなったときに、どうなるのかということを考えると、その辺は、規定を設けるなり、何かした方がいいと思う。うちの会派としては、陳情者の

気持ちも非常によくわかるが、いろいろ検討した結果、不採択という方向でまとまっている。

○東條委員 健康文化センターで、囲碁将棋の盤はどのくらい持っているのか。北と南と別々に教えてもらえればと思う。

○菊地原市民協働推進課長 市民健康文化センターでは、囲碁が12セット、将棋13セット、北市民健康文化センターでは、囲碁が15セット、将棋が5セットである。

○東條委員 公民館については、平均で構わないが、どのくらいあるかわかるか。

○大用生涯学習課長 21年度の実績だが、全公民館合計して、囲碁が406セット、将棋が345セット、合わせて751セットを備品として備えている。

○東條委員 1館当たり何セットぐらいというのはわかるか。

○大用生涯学習課長 将棋と囲碁を両方足して、それを単純に公民館の数で割ると、約20セットほどである。

○東條委員 私も、この陳情に関しては、持ち歩きができるものもある中で、例えば、施設に置いていなかったらやらないのかということ、そうではないような気がする。一方で、文化みたいなものの中で、囲碁将棋は気軽にどこでもできる、私たちのときには修学旅行にも紙を持って行ってやっている児童生徒もいたわけで、そういう文化をはぐくむという意味では、必ずしも業者に負担が起きるのかということも感じられる。陳情には、市に集中的に置いてあるから、私たちのところに負担が来ていると書かれているが、そういう意味では違和感を持つ中で、私は採択できないという考え方を持っている。

○山下委員 もうちょっといろいろ調べてみたいということもあって、継続もありかなと思っているが、ただ、いろいろな方ができるということで、その機会を担保するのも大切なことかなと。健康増進とか人々の触れ合いという面においても大きく貢献していると思うし、公民館とか主要なセンターというのは、皆様が足を運びやすい、利便性の高い場所にあるということと、市内業者がどこに位置しているのかということが不明確であり、隣接していれば、有料化になって、業者に流れるエリアもあるだろう

が、業者がないエリアは、市民の不利益にしかならないわけで、そういった面から考えてみても、不採択にせざるを得ないのかなという思いである。

○江成委員 大変難しい問題だと思う。基本的に、公共施設なり公共サービスのあり方の根本にさかのぼらなければならないと思う。率直に言って、もし、これを採択するとなれば、その他の公共サービスのあり方も、同じ論理で、民業圧迫という根拠で提供できなくなると思う。そういう意味では、大変大きく、重い課題だと思う。私としては、そうしたものもあるから、できれば継続と考えるが、全体的には採決をという流れで、採決された場合には、賛成はしかねるという状況である。いずれにしても、日本の文化の一つである囲碁将棋を、民業という形であれ、ある意味では地域で担っている方々が、一方の公共サービスとの関係の中で、大変苦境に立たされているという問題もすごく大変だと思うが、何か別な方法、ルートで、この問題への対処ができないかという思いがある。結論的に言うと、まず、第1点目は継続にしてもらいたい。

○小林（一）委員 我が会派でも意見が割れて、悩んでいるが、継続にしたとしても、やはり賛成はしかねる。

○大神田委員長 お諮りする。陳情第13号を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成少数。

よって、陳情第13号は継続審査としないことに決した。

他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第13号公共施設における囲碁将棋の廃止、自粛を求めることについては、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者なし〕

○大神田委員長 賛成なし。

よって、陳情第13号は不採択とすべきものであると決した。

—————◇○◇—————

陳情第2号 永住外国人への地方参政権付与に反対することについて
て

陳情第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対について

陳情第6号 永住外国人への地方参政権付与法制化反対について

○大神田委員長 陳情第2号永住外国人への地方参政権付与に反対することについて、陳情第4号永住外国人への地方参政権付与の法制化反対について、陳情第6号永住外国人への地方参政権付与法制化反対について、以上3件は関連があるので一括議題とする。

なお、本件は前回からの継続審査となっているものである。

これより質疑を行う。

○阿部委員 新政クラブとしては、国の状況も含めて、特段、前回から大きな変化はないという認識なので、引き続き、継続にするべきではないかという意見である。

○大神田委員長 他にないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

お諮りする。陳情第2号外2件に関しては、なお調査検討を要するものとして継続審査としたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、さよう取り計らう。

—————◇○◇—————

陳情第8号 選択的夫婦別姓制度の法制化反対について

○大神田委員長 陳情第8号選択的夫婦別姓制度の法制化反対についてを議題とする。

なお、本件は前回からの継続審査となっているものである。

これより質疑を行う。

○阿部委員 こちらに関しても、国の状況も含めて、まだ大きな進展があるようには受け取っていないので、同じく継続にしてもらえればと思う。

○松永委員 これについては、国連の女性差別撤廃委員会の中で、昨年の7月に4回目に当たる審議がされて、勧告を含む総括所見が出されている。そして、8月に、日本政府に2年以内に進展状況などの追加報告を求めるフォローアップ手続というのが出されるということの中では、国連の動きの中では大きな進展があったと認識しており、女性差別撤廃をしていくという点では、きちっと、少し前に進めていく必要があるのではないか。今回、私どもは採決して、賛成していく立場なので、結論を出したいと思っている。

○江成委員 へ理屈を言うつもりはないが、夫婦別姓を進めよという趣旨の陳情なら、今の松永委員の意を受けて、明快に答えを出すというのはいいが、これは反対の陳情で、反対の対象が国等も含めて必ずしも明確ではないという状況では、より慎重な審査を行うという意味で、継続でしかるべきではないかと思う。

○小林（一）委員 私どもも、この陳情に関して言えば、不採択という基本的な考え方を持っている。

○古内委員 うちの会派としても、やはり慎重に審議したいということで、継続でお願いします。

○大神田委員長 お諮りする。陳情第8号を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、陳情第8号は継続審査とすることに決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書等の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、一任願う。

—————◇○○◇—————

委員会行政視察について

○大神田委員長 お諮りする。委員会行政視察については、会議規則

第94条の規定により、お手元の委員派遣についてに記載のとおり決定することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、そのように決した。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午後2時08分 閉会